

# 定期報告制度の改正(概要)

(H28年6月)

■一定の建築物等の所有者・管理者は、有資格者に建築物等の劣化状況を調査・検査させ、その結果を特定行政庁へ報告義務

## 1 国指定概要【建築基準法・政令・省令・告示】

A. 建築物※1	対象用途	対象用途の位置・規模※2 (いずれかに該当)
劇場、映画館、演芸場		① 3階以上の階にあるもの ② 客席の床面積が200㎡以上のもの ③ 主階が1階にないもの ④ 地階にあるもの
観覧場 (屋外観覧場を除く)、公会堂、集会場		① 3階以上の階にあるもの ② 客席の床面積が200㎡以上のもの ③ 地階にあるもの
病院、有床診療所、旅館、ホテル、就寝用福祉施設		① 3階以上の階にあるもの ② 2階の床面積が300㎡以上であるもの ③ 地階にあるもの
体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場 (※いずれも学校に附属するものを除く)		① 3階以上の階にあるもの ② 床面積が2,000㎡以上であるもの
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗		① 3階以上の階にあるもの ② 2階の床面積が500㎡以上であるもの ③ 床面積が3,000㎡以上であるもの ④ 地階にあるもの

※1: 該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外 ※2: 該当する用途部分の床面積が、100㎡超のものに限る。

B. 昇降機	対 象	例 外
	○エレベーター ○エスカレーター ○小荷物専用昇降機 (フロアタイプ)	① 住戸内のみを昇降する昇降機 ② 工場等に設置されている専用エレベーター (労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーター)

C. 建築設備等 (防火設備 (防火扉、防火シャッター))	対 象	例 外
	○上記Aの建築物の防火設備 ○病院、有床診療所、就寝用福祉施設※3の防火設備	・ 常時閉鎖式※4の防火設備・防火ダンパー ・ 外壁開口部の防火設備

※3: 該当する用途部分の床面積の合計が200㎡以上のもの  
※4: 普段は閉鎖された状態となっており、開放してもドアクローザーなどで自動的に閉鎖状態に戻る方式のもの

D. 準用工作物	○ 観光用エレベーター・エスカレーター ○ コースター等の高架の遊戯施設 ○ メリーゴーラウンド、観覧車等の原動機による回転運動をする遊戯施設
----------	----------------------------------------------------------------------------

## 2 道指定概要【建築基準法施行細則 (道規則)】

E. 建築物※5	対象用途	対象用途の位置・規模 (いずれかに該当 (国指定と重複するものは道指定対象外))
劇場、映画館、演芸場、観覧場 (屋外観覧場を除く。)、公会堂、集会場		① 3階以上の階にあるもの (100㎡超) ② 床面積 (客室又は集会室の部分に限る) が200㎡を超えるもの
病院、診療所 (患者の収容施設があるものに限る。)、児童福祉施設等※6		① 3階以上の階にあるもの (100㎡超) ② 床面積の合計が500㎡ (児童福祉施設等で収容施設のないものにあつては1,000㎡) を超えるもの
ホテル、旅館		① 3階以上の階にあるもの (100㎡超) ② 床面積の合計が300㎡を超えるもの
下宿、共同住宅、寄宿舎		① 3階以上のものであって、かつ、床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの
学校、体育館		① 3階以上の階にあるもの (100㎡超) ② 床面積の合計が5,000㎡を超えるもの
ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場 (※いずれも学校に附属するものを除く)		① 3階以上の階にあるもの (100㎡超) ② 床面積の合計が2,000㎡を超えるもの
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗		① 3階以上の階にあるもの (100㎡超) ② 床面積の合計が1,000㎡を超えるもの
キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、		① 3階以上の階にあるもの (100㎡超) ② 床面積の合計が500㎡を超えるもの
事務所その他これに類するもの		① 5階以上のものであって、かつ、床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの

※5: 該当する用途部分が避難階のみにあるものも対象 ※6: 老人ホームを含む、幼保連携型認定こども園を除く。

F. 建築設備等 (機械換気設備、機械排煙設備、非常用の照明装置)	○ 上記Eの建築物 (国指定と重複するものを含む) の機械換気設備、機械排煙設備、非常用の照明装置
-----------------------------------	---------------------------------------------------